

村 農 第 1526 号
令 和 8 年 1 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村上市長 高橋 邦芳

市町村名 (市町村コード)	村上市 (15212)
地域名 (地域内農業集落名)	山北地区 (府屋、岩崎、中浜、伊吳野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、鵜泊、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂・遠矢崎、板屋沢・垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷、越沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大川谷・八幡地区は、平地が多く水田の耕作放棄地が少ない地域である。水田の耕作者は認定農業者や農業法人で地元集落の人はほんのわずかであり、水管理が耕作者の課題。中俣、黒川俣、下海府地区は、農業経営者の高齢化が進んでおり、担い手の確保や農道・水路の管理が課題となっている。加えて山間部の農地を中心に水路の管理が困難で耕作放棄地が増加している、近年はイノシシやサルによる水稻や畠作物への被害が急激に拡大しており、有害鳥獣対策が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大川谷・八幡地区は、集積が進めば耕作者の移動時間の短縮が進む。そのためには耕作者間での話し合いの場や今後の農業のあり方について語り合う場が必要。中俣、黒川俣、下海府地区は、地域内における高齢化や担い手確保などの課題がある。今後、地域の農業をどう維持していくのかなど、集落(地域)内での話し合いを定期的に進める。また、獣害対策などを地域の課題として認識し、地域が一体となって取り組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	690.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	409.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「協議の場」で協議された農振農用地区域内の農地(青地)及び、引き続き耕作する農振農用地区域外の農地(白地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者などを中心に農地の集積、集約を図る。また、基盤整備事業を推進し、担い手確保に向けた取組を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の基盤整備事業などを活用して、農用地の集積、集約化を図る。また、集積、集約が進んだ場合は、新たな担い手の確保が期待できる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備が進んでいない地域の問題点を整理し、事業活用に向けた取組を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

個人経営や認定農業者による営農が主である地域のため、地域内で協力して農地を守るというする意識が低い。今後高齢化が進む中で自然と認定農業者に農地の集約が進むと予想される。集約後に問題となるのが、水路、草刈り等の維持管理であるが、担い手の負担軽減のために地域が維持管理に協力する体制づくりに取組む必要がある。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内外で地域農業を支える大規模経営体へ農作業委託を推進し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや猿の被害が拡大しないよう電気柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②安心・安全な農産物の提供、多様なニーズに対応するため、県基準に合致した認証制度等をこれまでどおりに推進し、地域農産物の付加価値を向上する取組を進める。

③営農管理の効率化や品質向上・収量増加のため、JAが提供する営農支援システム等を活用し、適期かつ効率的な営農管理をめざすとともに、多様な営農条件に適したスマート農業技術の導入・普及にむけた取組を推進する。

⑦多面的機能の維持・発揮を図るため、集落単位での共同活動により、適切な保全管理を推進する。また、中山間地域等において、耕地条件の悪化や高齢化に加え、農業生産の維持・管理低下が課題となる集落については、交付金等の活用を推進し、耕作放棄地を増やさない取組を推進する。

⑨飼料用作物に着目し、新たな取組への可能性について検討する。